



OBA MJ 連載

Vol.11 行政連携

無料出張講座のご報告

無料出張講座担当員 岡筋 泰之

高齢者・障害者総合支援センター、遺言相続センター及び行政連携推進プロジェクトチームは、更なる成年後見制度の利用促進及び遺言相続に関する知識伝達のため、無料出張講座を行っています。

第1 無料出張講座の開催状況

高齢者・障害者総合支援センター、遺言相続センター及び行政連携推進プロジェクトチームでは、共同で、大阪府下自治体の福祉関係部署、大阪府内の社会福祉法人、介護施設、NPO 法人等に対し、無料出張講座のご案内を行っており、お申込みがあった団体に対し、適宜講師派遣を行っています。

以下では、その一例として、私が担当した遺言相続セミナーのご報告をさせていただきます。

第2 50名を超える参加者

平成 24 年 11 月 20 日、午後 2 時から約 1 時間半、豊中市の某 NPO 法人において、成年後見セミナー及び遺言相続セミナーを開催しました。

某 NPO 法人におけるセミナーは、今回で第 20 回目とのことですが、過去最多の 53 名の申込みがあり、これらのテーマに対する関心の高さがうかがえました。

地元住民を中心に、地域包括支援センターの方々にもご参加いただきました。

第3 研修等による講師へのサポート体制

某 NPO 法人のご希望により、成年後見セミナーが 40 分、遺言相続セミナーが 40 分と限られた時間（本来は、各 1 時間の予定です）でしたので、依頼者の了承を得て、私が担当した遺言相続セミナーでは、遺言相続センターが準備した統一レジュメの内容を簡略化する形で私が作成したパワーポイントを用いてセミナーを行いました。

今回の企画では、講師派遣に先立ち、講演のノウハウについての研修があり、大変心強いサポートとなりました。

第4 遺言相続セミナーの具体的な内容

この事前研修を踏まえ、遺言相続セミナーの講座内容については、遺言相続に関する基礎知識の伝達を目的としつつ、無効な遺言書によって発生した相続争いなど、日々の業務で取り扱ったことのある事件の具体的エピソードも交え、できるだけわかりやすく、そして聴衆に興

味をもっていただけのように、お話しするように努めました。

法定相続分や遺留分の説明の際には、具体的なケースを設定して、①法定相続分による場合、②遺言書作成の場合、③遺留分減殺請求が行われた場合、における具体的な数値の変化を、相続関係図や円グラフを用いて説明し、不動産が相続人らによる共有になった場合の不利益や、兄弟姉妹相続の場合の相続人関係者調整の困難性を強調し、遺言書作成の重要性を訴えました。

関心の高い聴衆の方々が多かったこともあり、聴衆の手応えを感じながらセミナーを進めることができ、私自身、楽しく行うことができました。

また、聴衆の皆様は遺言書作成の重要性をご認識していただけたのではないかと存じます。

第5 活発な質疑応答

セミナー終了後に質疑応答の時間を設けましたが、①相続における不動産の評価方法、②自筆証書遺言の検認申立てに関する手続の具体的内容、③再婚の場合の子の法定相続分、など、数多くの質問をいただき、活発な質疑応答となりました。

成年後見セミナー、遺言相続セミナーの双方において、大阪弁護士会主催の各無料電話法律相談のご案内をし、本日のセミナーを通じて成年後見等の申立てや遺言書作成等に興味をもた

れた方の法的アクセスが図れるようにしました。

また依頼者であるNPO法人には、ひまわり無料電話相談のポスターと弁護士会の各種活動を一覧化した「お品書き」をお渡しし、NPO法人や自治体福祉部局と当会が連携しながらセミナーの開催や具体的な権利擁護活動を進めていくことができるよう、弁護士会として準備している旨を広報しました。

第6 終わりに

ご高齢者にとって関心の高い両テーマですが、本無料出張講座を通じて、成年後見申立や遺言書作成の必要性を説明すると共に、未だ専門家への敷居が高いと感じられている人が多い中、その方々に対する法的アクセスを促進することができたのではないかと考えております。

今後も、セミナーを通じて、住民の皆様に対し、更なるリーガルサポートができるように努めていきたいと存じます。